

公租公課の支払い猶予等と事業者への適用可否

令和2年3月19日
総合政策局

分野	対象	事業者（法人）に対する適用について
(1) 国税・社会保険料の納付の猶予等		
国税	個人・法人	個人、法人の別に係わらず対象。納期限から6ヶ月以内に申請書を提出。1年間の猶予、延滞税の一部免除。
社会保険料	個人・事業者	事業者については、社会保険の適用事業所が対象。納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所に申請。1年の範囲内で猶予、延滞金の一部免除。
(2) 地方税の徴収の猶予等		
地方税	個人・法人	個人、法人の別に係わらず対象。納期限から6ヶ月以内に申請書を提出。1年間の猶予、延滞税の一部免除。
(3) 公共料金の支払の猶予等		
上水道・下水道	個人・事業者	対象、要件、手続きは自治体の判断による（総務省から通知済み）
NHK受信料	個人・事業者	個人と事業者でNHK規約は同一。NHKの規約上、延滞利息は4ヶ月間発生しないという規約があり、総務省よりNHKに対し、支払が延滞して4ヶ月間は延滞利息が発生しないことを改めて視聴者に周知するよう要請(3/18)。
電気・ガス	個人（世帯）	個人向け緊急小口資金等の特例対象者（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少した個人事業主等の世帯）に対して1ヶ月間支払いを猶予。（経済産業省から通知済み）
固定電話・携帯電話	個人・事業者	各電気通信事業者の判断による（総務省より電気通信事業者4団体に宛てて要請済み）※1

※1 3/19現在、NTTグループは、申し出があった個人・法人の全ての者を対象に、2020年2月末日以降の支払い期限の料金を同年5月末日以降に延長することを発表。申し出の受付開始は3/23(月)午前9時以降、請求書に記載のお問い合わせ先に連絡が必要。KDDI、SoftBankは検討中。